

宮城県防災指導員養成講習等実施事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、宮城県防災指導員養成講習等実施要綱（以下「要綱」という。）第20に基づき、要綱に規定のない項目に関し必要な事項を定めるものとする。

(辞退)

第2 要綱第15第1項第1号に基づき防災指導員を辞退したい旨県に申し出る者は、様式1による宮城県防災指導員辞退届出書（以下「辞退届出書」という。）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により辞退届出書の提出を受けた場合には、宮城県防災指導員登録名簿から当該防災指導員を消除する。

3 要綱第15第2項第1号に基づき宮城県防災指導員登録情報提供同意者名簿（以下「情報提供同意者名簿」）からの消除の希望を申し出るものは、様式2による宮城県防災指導員情報提供辞退届出書（以下「情報提供辞退届出書」という。）を知事に提出するものとする。

4 知事は、前項の規定により情報提供辞退届出書の提出を受けた場合には、情報提供同意者名簿から当該防災指導員を消除する。

(証明)

第3 要綱第9第1項により認定を受けた防災指導員が、宮城県防災指導員認定証または腕章（以下「認定証等」という。）を紛失棄損した場合は、様式3による宮城県防災指導員認定証等再交付申請書（以下「再交付申請書」という。）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けた場合には、その内容の審査を行い、自然災害による等認定証等の紛失棄損がやむを得ないと認めるときは当該防災指導員に対し、様式4により宮城県防災指導員認定証または腕章を再交付する。

附 則

この要領は、平成28年1月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

様式1 (第2第1項関係)

宮城県防災指導員辞退届出書

年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

宮城県防災指導員を辞退したいため届け出ます。

届 出 者	ふりがな			
	氏 名			
	性 別		生年月日	
	住 所	〒		
	電話番号			
	登録番号		認定年月日	
辞 退 理 由				

様式2（第2第3項関係）

宮城県防災指導員情報提供辞退届出書

年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

宮城県防災指導員登録情報提供同意者名簿からの削除を希望するため届け出ます。

届 出 者	ふりがな			
	氏 名			
	性 別		生 年 月 日	
	住 所	〒		
	電話番号			
	登録番号		認定年月日	
辞 退 理 由				

様式3（第3第1項関係）

宮城県防災指導員認定証等再交付申請書

年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

宮城県防災指導員養成講習実施要綱第9に基づき認定を受けた宮城県防災指導員の認定証等について再交付願います。

申 請 者	ふりがな			
	氏 名			
	性 別		生 年 月 日	
	住 所	〒		
	電話番号			
	登録番号		認定年月日	
再交付を必要とする理由				
再交付の希望	該当する項目に✓を記入してください。 <input type="checkbox"/> 宮城県防災指導員認定証 <input type="checkbox"/> 宮城県防災指導員腕章			

様式4（第3第2項関係）

（表面）

登録番号

宮城県防災指導員認定証

氏 名 殿

生年月日 年 月 日生

震災対策推進条例第8条の規定に基づき

宮城県防災指導員に認定します

県民総ぐるみによる災害対策の推進に向け
活躍されることを期待します

年 月 日

宮城県知事

(裏面)

再 交 付
年 月 日
宮城県復興・危機管理部防災推進課